

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
職業家庭両立課
短時間・在宅労働課

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>(VI-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 女性雇用者数は増加傾向にあり、近年、役職者に占める女性の割合はテンポは緩やかであるものの上昇し、平成18年度においては、役職者に占める女性の割合を前年以上とする指標を達成していることから、女性労働者がその能力を発揮できる環境が整備されつつある。 育児休業取得率について平成16年度と平成17年度を比較すると、男性は横ばいであるが、女性は平成16年度が70.6%、平成17年度が72.3%と前年より増加している。 就業規則に小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合は、平成16年度は10.5%、平成17年度は16.3%と前年より増加している。 緊急サポートネットワーク事業の事業利用者の継続就業率は、平成18年度は95%と目標を上回った。 再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を始める人の割合は、18年度は91.5%と目標を上回った。 短時間正社員制度導入の「検討を開始」した傘下企業の割合は51.3%にとどまった。これは、(社)情報サービス産業協会の調査結果が91.4%であったのに対し、川越商工会議所が33.5%であったことが原因であるが、川越商工会議所は事業実施期間が短かったため、事業終了時点では、制度導入の「検討開始」の段階まで至らなかったものと推察される。 能力開発システム修了後最終診断を受けた者のうち、再就業(登録を含む)・再就職をした者の割合は81.7%であり、目標を上回った。本事業は、在宅就業者の能力評価、スキルアップ支援を行っており、個々人の適正に応じた支援が有効かつ効率的に成果を上げたと評価できる。 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	役職者に占める女性の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	6.0	6.1	6.7	6.7	7.3
2	育児休業取得率 (単位:%) (前年以上/毎年)	男性 0.33 女性 64.0	男性 0.44 女性 73.1	男性 0.56 女性 70.6	男性 0.50 女性 72.3	集計中
3	小学校就学の始期までの勤務時間 短縮等の措置を規定している事業 所の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	9.6	10.2	10.5	16.3	集計中
4	緊急サポートネットワーク事業の 事業利用者の継続就業率 (単位:%) (85%以上/平成18年度)	-	-	-	-	95
5	再就職希望者支援事業の登録後1 年以内に具体的な求職活動を始め る人の割合 (単位:%) (70%以上/平成18年度)	-	-	-	-	91.5
6	短時間労働者雇用管理改善等助成 金の支給を受けた事業所のうち、 支給1年後において支給対象とな った制度が継続して運用され、か つ適用される者がいる割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	集計中
7	公正かつ多様な働き方導入推進事 業の委託事業実施団体の傘下企業 のうち、本事業への参加をきっか けにして、公正な処遇が確保され た短時間正社員制度導入の検討を 開始したものの割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	51.3
8	能力開発システム修了後最終診断 を受けた者のうち、再就業(登録 を含む)・再就職をした者の割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	81.7
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、大臣官房統計情報部賃金福祉統計課の「賃金構造基本統計調査」による。 ・指標2及び3は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「女性雇用管理基本調 査」による。平成14年度、平成16年度及び平成17年度は5人以上規模事業所 調査、平成15年度は30人以上規模企業調査。平成18年度の数値は、現在集計 中である。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課が事業終了後に実施した、緊急サ ポートネットワーク事業の利用者に対する調査により把握する。平成17年度より 開始した事業であるが、平成18年度に新たに設定した指標であるため、平成14 ～平成17の欄への記載はなし。 ・指標5は、(財)21世紀職業財団が平成18年に実施した、再就職希望者支援事 業の登録者に対するアンケート調査により把握する。平成18年度から当該実績を 把握しているため、平成14～平成17の欄への記載はなし。 ・指標6は、助成金支給1年後に事業所に対して、指定法人である短時間労働援助セ ンターが実施する調査により把握する。平成18年の数値は、平成20年4月に確 定値を公表予定である。 ・指標7は、公正かつ多様な働き方導入推進事業終了後、傘下企業に対して実施した 成果調査による。 ・指標8は、在宅就業者支援事業が終了して2か月後に当該事業参加者に対して(社) 社会経済生産性本部が実施するアンケート調査により把握する。 ・指標6～8は、各事業が平成18年度に新たに開始したため、平成14～平成17の 欄への記載はなし。 						
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	女性雇用者数 (単位:上段は万人、下段は%)	2,161 (40.5)	2,177 (40.8)	2,203 (41.1)	2,229 (41.3)	2,277 (41.6)
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標1は、総務省統計局の「労働力調査」による。()は、雇用者総数に占 める女性の割合である。 						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「パートタイム労働法の改正により、仕事に応じて正社員と均衡のとれた待遇が得られるようにするとともに、正規雇用への転換も促進します。」

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局

総務課少子化対策企画室

評価実施時期：平成19年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること (VI-2-1)	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策の概要	<p>地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。</p> <p>また、市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金（平成17年度に創設）を交付する。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>育児支援家庭訪問事業は、実施力所数が増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組みが進んでいる。ファミリー・サポート・センターについては、地域の会員間による育児の相互援助活動により、個別のニーズに対応した子育てへの支援が可能となっている。短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライト)事業は、実施か所数が拡大しており、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等の支援が充実している。延長保育促進事業、乳幼児健康支援一時預かり事業についても実施か所数を拡大してきており、近年の就労形態の多様化により高まっている延長保育のニーズや、病児保育のニーズへの対応が図られている。また、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制が強化されている。以上のことから、平成21年度目標値に向け着々と取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	育児支援家庭訪問事業の実施市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	—	—	96	400	451
2	生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数(単位:件) (全戸訪問/平成21年度)	—	—	—	—	—
3	ファミリー・サポート・センターの設置か所数(単位:か所) (710か所以上/平成21年度)	262	301	344	437	480
4	短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数 (単位:か所) (870か所以上/平成21年度)	—	355	364	481	643
5	夜間養護等(トワイライト)事業実施施設か所数 (単位:か所) (560か所以上/平成21年度)	—	107	134	270	524
6	延長保育実施か所数(単位:か所) (16,200か所以上/平成21年度)	10,600	11,702	13,086	13,677	8,976
7	乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数(単位:か所) (1,500か所以上/平成21年度)	351	445	496	598	集計中
8	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)	1,271 (69.0)

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16、17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成16年度創設の事業であるため、平成14年度～15年度の数値は記載できない。
- ・指標2は、平成19年度からの新規事業のため、数値は未記入。
- ・指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。
- ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標6は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定施設数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、交付決定施設数は民立保育所のみとなる。
- ・指標7は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。平成18年度の数値は、現在集計中である。
- ・指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合である。
- ・上記1、3～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業(重点事業)として実施している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「地方が独自の取組を推進し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、(中略)子育て支援など独自のプロジェクトを考え、(中略)支援します」、「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします」

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

施策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること		政策体系上の位置付け																													
	(VI-2-2)		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること																													
施策の概要	次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として（児童手当法第29条の2）、以下のような必要なサービスを提供する。 ①放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保（放課後児童クラブの設置促進） ②放課後等の子どもの健全な育成支援、安全・安心な遊び場の確保（児童館等の児童厚生施設の設置促進） ③中・高校生等と乳幼児のふれあう機会の確保（児童ふれあい交流の促進）																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 児童の健全育成及び資質の向上については、平成14年から平成18年にかけて、「新エンゼルプラン」及び「子ども・子育て応援プラン」に基づき各種事業の推進を図ってきたところである。放課後児童クラブの設置については、平成14年からの5年間で、年間600～700か所以上増加が図られ、また、児童館の設置についても同5年間で100か所以上の増加が図られている。また、運営についても地域の実情に応じ民間活力を生かした事業を展開しており、有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が行われていると評価できる。 （評価結果の分類） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																															
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)</td> <td>12,782</td> <td>13,698</td> <td>14,457</td> <td>15,184</td> <td>15,857</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)</td> <td>4,611</td> <td>4,673</td> <td>4,693</td> <td>4,716</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ（各年5月1日現在）による。数値は実績数である。 指標2は、大臣官房統計情報部社会統計課の「社会福祉施設等調査」による。数値は各年10月1日現在のものである。平成18年度の数値は、平成19年12月に確定値を公表予定である。 指標3については「子ども・子育て応援プラン」の全体評価と併せて、調査方法について検討する。 					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857	2	児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,611	4,673	4,693	4,716	集計中	3	子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)	—	—	—	—
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																										
1	放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857																										
2	児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,611	4,673	4,693	4,716	集計中																										
3	子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)	—	—	—	—	—																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「放課後に子どもたちが自由に学び、遊んだり、地域の人たちとも触れ合うことができるよう「放課後子どもプラン」を全国で展開します。」																													

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局保育課

施策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること		政策体系上の位置付け																																	
	(VI-2-3)		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること																																	
施策の概要	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するため、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する（児童福祉法第24条、第56条の7等）。																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 保育所への受入児童数の増加に伴い、待機児童数については、平成15年以降3年連続で減少し、平成18年に初めて2万人を下回ったところである。 これは、保育所の受入児童数の拡大を図るために保育所の整備を推進し、それに伴い必要となる経費を助成してきたこと等の成果であると判断される。よって、施策目標達成に向けて進展していると評価できる。 （※太字部分は、重点評価課題該当部分） （評価結果の分類） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																			
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																			
	<table border="1"> <tr> <td colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)</td> <td>25,447</td> <td>26,383</td> <td>24,245</td> <td>23,338</td> <td>19,794</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる(各年4月1日現在数)。 ・待機児童とは、保育所への入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童である。 </td> </tr> </table>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)	25,447	26,383	24,245	23,338	19,794	(調査名・資料出所、備考)						・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる(各年4月1日現在数)。 ・待機児童とは、保育所への入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童である。				
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																				
		H14	H15	H16	H17	H18																														
1	待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)	25,447	26,383	24,245	23,338	19,794																														
(調査名・資料出所、備考)																																				
・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる(各年4月1日現在数)。 ・待機児童とは、保育所への入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童である。																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																	
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします」																																	

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

施策名	子育て家庭の生活の安定を図ること		政策体系上の位置付け																
	(VI-2-4)		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること																
施策の概要	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展があったと考える。なお、経済的支援としての児童手当は、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実など各種施策が総合的に講じられることでより効果が発揮されるものと考えられる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																		
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>児童手当支給件数(単位:万件) (一)</td> <td>688</td> <td>693</td> <td>964</td> <td>960</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。 ・平成18年度の数値は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。 ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。 ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。 						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	児童手当支給件数(単位:万件) (一)	688	693	964	960
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18													
1	児童手当支給件数(単位:万件) (一)	688	693	964	960	集計中													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の第1子、第2子に対する手当を倍増し、一律1万円とします。」																

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</p> <p>(VI-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>児童虐待防止対策については、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置が促進されるなど市町村の体制が強化され、また、児童相談所における24時間365日体制確保の促進など児童相談所の体制も強化されているところである。また、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加により、施設の小規模化も進んでいるところであり、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示し、さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)	1,271 (69.0)
2	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数(単位:自治体) (全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度)	—	—	—	43 (70.5)	64 (100)
3	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 (単位:か所) (845か所以上/平成21年度)	26	40	280	375	412
4	婦人相談員の設置数 (単位:か所) (前年度以上/毎年度)	805	840	866	904	915
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合(%)である。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成14～16の数值は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること</p> <p>(VI-5-1)</p>		<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標5 総合的な母子家庭等の自立を図ること</p>																															
<p>施策の概要</p>	<p>母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進する。</p>																																	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センターの設置自治体数、自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体数、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数については、母子家庭の母等が就業相談、情報提供の提供を受けるとともに、職業訓練により就労に必要な技能の修得できることから母子家庭の母の就業支援のために有効であると評価できる。いずれもの指標についても平成15年度の事業開始から着実に実績を伸ばしており、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="375 1171 1444 1664"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>58</td> <td>80</td> <td>83</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位：自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>158</td> <td>327</td> <td>439</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>253</td> <td>574</td> <td>709</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。平成14年度の数値は、平成15年度から事業を実施しているため記載できない。 ・指標3の平成18年度の数値は、平成19年度中に確定する予定である。</p>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)	—	58	80	83	94	2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位：自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)	—	158	327	439	620	3	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)	—	253	574	709	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																												
1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)	—	58	80	83	94																												
2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位：自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)	—	158	327	439	620																												
3	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)	—	253	574	709	集計中																												
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年1月26日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況におかれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます。」</p>																															